

愛西市立小中学校適正規模等検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童生徒数の減少に伴い愛西市立小中学校（以下「学校」という。）の小規模化が進行していく中で、学校生活、学校運営等に関する諸問題を調査し、小中学校規模等適正化に向けた方策を協議するため、愛西市立小中学校適正規模等検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 市内小中学校の学校規模及び配置の適正化に関する具体的な考え方と適正化に向けた具体的な方策についての基本計画の検討

(2) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項  
(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 幼稚園または保育園の代表者
- (4) 保護者の代表者
- (5) 自治会の代表者
- (6) 公募による市民
- (7) 教育委員会が必要と認める者

2 協議会の委員の任期は、原則として愛西市教育委員会に提言するまでとする。

3 委員に欠員が生じたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、協議会を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年2月3日から施行する。